平成２８年（フ）第２３８号
沖縄県那覇市字松川309番地１　ａ．ｓｕｏ坂下703
債務者　島袋あやの（旧姓濵本）
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５５７号
千葉市中央区要町２番１号　ウオンズ東千葉501号
債務者　小林　孝行
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６３４号
千葉県船橋市西船２丁目７番19号　センチュリー91―305号
債務者　金子恵理子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５７号
千葉県船橋市薬円台６丁目21番22―305号
債務者　七五三掛哲也
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５８号
千葉県船橋市薬円台６丁目７番26―401号
債務者　七五三掛ルシラこと　シメカケ　ルシラ　カストロ
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８３号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番４棟306号
債務者　金田　浩嗣
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７８８号
千葉市若葉区若松町416番地75
債務者　前嶋　秀之
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９３号
千葉県浦安市当代島３丁目４番３―402号　プリエール
債務者　清水とき江
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８０３号
千葉県船橋市松が丘３丁目23番13号
債務者　植元　真弓
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８１９号
千葉市緑区鎌取町112番地23　鎌取団地２棟211号
債務者　渡部　雅士
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２７９号
兵庫県姫路市的形町的形1516番地７　シャルマンハイツ102
債務者　灘　　渚（旧姓中塚）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２８３号
兵庫県姫路市大津区吉美249番地
債務者　山田　翔太
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２９６号
兵庫県姫路市飾磨区構３丁目236番地１　レオパレスＭ’ｓフラッツ101、従前の住所兵庫県神戸市垂水区西舞子６丁目２番33―302号
債務者　八幡　　龍
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２６号
広島県庄原市東城町竹森1149番地
債務者　中山　静子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第２７号
広島県三次市吉舎町敷地2892番地
債務者　藤原　康生
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第２８号
広島県三次市西酒屋町522番地２―Ⅱ号館101
債務者　築迫　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第２９号
広島県三次市吉舎町吉舎618番地１　ほのぼの住宅４号室
債務者　田尻　三郎
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１５７号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷364番地１
債務者　三嶋　和子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　長崎地方裁判所民事部破産係